

22年度の労働保険年度更新手続きが近づきました

平成22年度の労働保険年度更新手続きは、6月1日から7月12日までです。

熊本労働局では、年度更新に必要な書類を6月1日までに事業主の皆さんへ送付することとしています。

●申告・納付の期間 6月1日(火)～7月12日(月)

●申告・納付の方法 熊本労働局労働保険徴収室または労働基準監督署、もしくは日本銀行歳入代理店の金融機関か郵便局で申告・納付してください。なお、期間中は県内各地で集合受付会を開催しますので、「労働保険概算・確定保険料申告書」を作成のうえ、集合受付会場で申告することもできます。

●注意 ①年度更新手続きを怠ると、国で保険料を決定するほか、追徴金が課せられることがありますので、必ず期限内に申告・納付されるようお願いいたします。②労働

働保険（労災保険・雇用保険の総称）は、農林水産業の一部を除いて一人でも労働者を雇用している場合は、必ず加入しなければならぬ制度になっています。労働者を雇用している事業主の皆さんで、まだ労働保険の加入手続きを済ませていない場合は、労働基準監督署またはハローワーク（公共職業安定所）にご相談のうえ、速やかに加入してください。

「問」熊本労働局労働保険徴収室 ☎096・211・1702

または玉名労働基準監督署 ☎73・4411

不動産無料相談会を実施します

●日時 5月31日(月) 午後1時～4時

●場所 市役所1階 11号会議室

●内容
 ・不動産の価格に関すること
 ・不動産の賃料に関すること
 ・不動産の利用に関すること
 ・その他の不動産に関すること

「問」(社)熊本県不動産鑑定士協会
 ☎096・385・5020、FAX096・385・0165

「人権擁護委員の日」特設相談所を開設します

●日時 6月1日(火) 午前10時～午後3時

●場所 市役所2階22号会議室

●相談員 法務局職員、人権擁護委員

●相談内容 家庭内・近隣間などのもめごと、相続・金銭問題などでの悩みごと、いじめ・差別などの人権問題、その他いろいろな心配事や悩みごとなど何でも結構です。※相談は無料です。秘密は固く守ります。

「問」人権啓発課 ☎63・1139

交通事故発生しました!

荒尾警察署管内において、今年1件目の交通事故が

発生しました。この死亡事故は、4月18日(日)午後7時50分、荒尾市川登の市道で車道を横断していた高齢者が車にはねられ死亡したものです。今年県内での死者は23人目となり、このうち高齢者の死者が17人で全体の74%を占めています。車のドライバーは、夜間はスピードを落とし、特に道路右から横断して来る歩行者と自転車に注意して運転しましょう。

交通安全防止のポイント

【ドライバーの皆さん】

▼夕方の早め前照灯の点灯、対向車がない場合はライトを上向きにする ▼速度制限の遵守と場所、時間に応じた速度を考える ▼一旦停止のある交差点では、まず止まって安全確認を ▼深夜交通が散発あっても、横断歩行者があることを予測した運転をする ▼子ども、高齢者を見かけたなら、その動きを十分注意する ▼後部座席でのシートベルト着用

【自転車・歩行者の皆さん】

▼歩行者は明るい服装と反射材、自転車は前照灯をつける ▼自転車も信号を遵守し、一時停止場所で必ず一時停止する ▼自転車・歩行者も左・右の安全確認を行って道路を横断する ▼自転車の飲酒運転は絶対にしてはいけない

「問」くらしいき課 ☎63・1395、荒尾警察署交通課 ☎68・5110

自動車税の納付は5月31日(月)までに

自動車税の納税通知書を5月初めに送付しています。納期限の5月31日(月)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、県地域振興局税務課、熊本県税事務所、自動車税事務所まで納めていただきますようお願いいたします。

「問」玉名地域振興局税務課 ☎74・2133、FAX74・2129
 メール tamasouzemu@pref.kumamoto.lg.jp

就学援助制度 申請の受け付けは6月からです

市では、小中学校での義務教育の円滑な実施を図るために、就学援助制度を設けています。

就学援助制度とは、生活保護に準じた制度であり、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者を対象に、次のような援助を行います。

ただし、教育委員会で審査を行い、一定の基準により支給対象となるかを決定していますので、申請したからといって、必ず支給される制度ではありません。

●**就学援助費の内容** 新入学学用品費、学用品費、修学旅行費、給食費、医療費（ただし特定の病気に対してのみ）

●**就学援助の対象** ①生活保護の停止または廃止があった世帯 ②個人事業税の減免、市町村民税の非課税・減免または固定資産税の減免を受けている世帯 ③国民年金保険料の免除を受けている世帯 ④国民健康保険料の減免または猶予を受けている世帯 ⑤児童扶養手当の支給を受けている世帯 ⑥生活福祉資金の貸付を受けている世帯 ⑦その他生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯

●**申請に必要な書類** 世帯全員の収入が分かる書類と次の書類が必要です。①…生活保護を受けていたことの証

明書または停止・廃止決定通知書の写し ②③④…各税・保険料を減免されたことが分かる書類 ⑤…児童扶養手当受給資格者証の写し等 ⑥…貸付証明書

なお、収入が分かる書類とは、所得課税証明書（生計同一と認められるすべての人の分が必要です。ただし、16歳以下および高校生・大学生を除きます）などです。

●**申請書提出期間・場所** 6月1日から学校が指定する日までに、各学校に備付けの申請用紙に必要な事項を記入し、添付書類とともに直接学校へ提出してください。申請期間を過ぎたら、原則として申請書を受け付けることができません。申請期間を学校に確認し、提出もれがないようにご注意ください。

※昨年度、就学援助を受けていた世帯が、本年度も引き続き希望される場合も、新たに申請していただく必要があります。

※お子さんが、小学校と中学校に通学されている世帯は、それぞれの学校ごとに申請書を提出してください。

※申請期間が過ぎた後で就学援助を希望されるような状況があった場合は、各学校にご相談ください。

【問】 教育振興課 ☎ 63-1659

地域ケア・命のバトンの配布を始めました

高齢者の一人暮らし、夫婦のみ世帯を対象として地域ケア・命のバトンを無料配布しています。

これは緊急時の連絡先、かかりつけの病院などを記載した用紙を入れた容器（バトン）を冷蔵庫に保管し、万が一の際に救急隊員が冷蔵庫から取り出し、救命救急処置の際に参考とします。「バトン」が入っている冷蔵庫にはマグネットシールを貼っておき、駆けつけた救急隊がすぐに発見できるようにしておきます。

また、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して



▲命のバトンステッカー（冷蔵庫扉へ）

いつまでも暮らしていただけるように、誰かが見守ってくれているという安心を感じていただけるようにするものです。

希望する人は地域包括支援センターや民生委員におたずねください。また介護保険のサービスを利用している人についてはケアマネジャーも配布していますのでおたずねください。

【問】 地域包括支援センター ☎ 63・1177

健康・保健・子育て

市民病院公開講座

生活習慣病予防のための適切な運動法

高血圧、糖尿病に代表される生活習慣病は、生命を脅かすがん、心筋梗塞、脳卒中といった重症疾患、さらに、ねたきりや認知症の原因となる国民病として社会問題化しています。

適切な運動は、ほとんどの生活習慣病に共通する極めて有効な予防と治療です。今回はこの運動について、お話と実践でご紹介します。運動できる服装でおいでください。

●**日時** 5月26日（水）午後3時～4時30分

●**講師** 健康管理センター 鶴田敬一郎 先生

●**場所** 市民病院健康管理センター（南病棟栄養科指導室）

●**参加費** 無料
※事前申し込み不要

【問】 市民病院看護部長室
63・1115（内）230